

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省2-7-1)

政策名	7 生活安全	施策名	7-1 製品安全			
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。					
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。					
施策の予算額、執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	0	0	0	
	執行額(百万円)	0	0	0		
※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1	重大製品事故の発生件数	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-	達成
			1,077件	845	837	1,271	1,024	-	前年度比減	達成
		年度ごとの目標値		前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減		
測定指標	2	製品安全関連4法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			製品安全関係四法の遵守状況を試買テストや立入検査、ネットパトロール事業により、確認している。					令和2年度	製品安全関係4法の着実な執行(試買テストの実施、立入検査、報告徴収等)	達成
			<試買テスト機種数>	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度			
			電気用品	257	259	137	122			
			特定製品	38	38	36	41			
			ガス用品	2	5	3	2			
			液化石油ガス器具等	32	27	11	11			
			<立入検査件数>	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度			
			電気用品	157	153	177	150			
			特定製品	40	40	40	40			
			ガス用品	7	8	6	6			
			液化石油ガス器具等	12	12	14	14			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 製品安全関連四法が遵守されているかを確認するため、製品安全関連四法の規制対象品目について、市場で流通している製品を買い上げて技術基準に適合しているか試験する試買テストや事業者への立入検査等を実施の上、適切な違反対応を行った。重大製品事故の発生件数は、例年と同様の報告件数ベースで数えた場合、減少している。とりわけ昨年度急増した自転車事故や非純正性バッテリーに関して言及すると、自転車事故は昨年度の81件から今年度は60件に減少した。非純正バッテリーに関しては昨年度32件のところ、今年度は1件にまで減少した。当課からのほたらきかけが功を奏し、事故の減少につながっている。このため、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・試買テストや立入検査、情報提供等を端緒とする法令違反情報に対して、違反状況の改善に向けて、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等を行ったほか、近年事故が増加しているリチウムイオン蓄電池については、NITEと連携した事故原因究明、テレビ、新聞、など様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信等の取り組みを行い、製品事故の再発防止、未然防止に努めた。 ・過去から発生していた多数の重大製品事故については、引き続き報告が続いているが、迅速な対応を行い事故の再発防止につなげた。例としては、非純正バッテリーによる事故の多発に対しては、市場実態調査や技術動向調査により、メーカーの動向や求められる性能、品質の調査を行った。また、NITEからの情報をもとに事故発生の動向についても調査している。 ・こうした取組に加えて、法令違反が疑われる製品についてのインターネット上での販売が増加していること、インターネット通販を通じて購入された製品の重大製品事故が増えていることを踏まえ、インターネットモール等運営事業者8社と製品安全の確保に向けた連絡会合を昨年度に引き続き継続的に開催。さらに、ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査と題し、ネットパトロールを実施し、違反の疑義のある事業者に対しての対応を始めている。 ・また、スマートフォンやスマートスピーカー等によって遠隔操作が可能となったエアコン等の電気用品(IoT製品)の普及に際し、電波の途絶やサイバー攻撃等を含めた新たなリスクも踏まえつつ、今後の電気用品等製品のIoT化に係る製品安全確保の在り方について検討し、ガイドラインの作成を進めた。 ・加えて、輸入品による重大製品事故の件数が約半分を占めているため、生産国を中心とした各国・地域の関係機関との連携を強化し、製品安全の考え方を定着させる必要があることから、中国やタイといった関係国との国際連携を継続している。 ・規制緩和の観点からは、消費生活用製品安全法で定める特定保守製品について、経年劣化事故の発生率が施行当時に比べ大幅に減少していることを踏まえ、対象品目を減らすべきとの制度見直しの議論につなげ、政令改正の準備を進めた。
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・重大製品事故が多発した製品については販売自粛の要請・リコールの実施を速やかに行い、被害の拡大の防止に努める。 ・IoT製品の普及、高齢者事故の増加、インターネットを通じた違反件数の増加等を踏まえ、時代に即した取り組み(ネットパトロール事業等)を進めていく。 ・引き続き、昨今の技術革新や製品事故の動向を分析し、製品安全関連四法に係る制度の見直しの検討等を随時実施しつつ、製品安全関連四法に基づく規制を行うことで、重大製品事故の発生件数を減少させることを目指す。 ・製品事故の発生率の変化等を踏まえ、必要に応じて現行制度の改正を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業構造審議会 製品安全部会 資料(2021/3/1) 消費経済審議会 総会 資料(2021/6/7)
---------------------------	--

担当部局・課室名	産業保安グループ 製品安全課	政策評価実施時期	令和3年8月
----------	----------------	----------	--------